

## 毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震時の火災による延焼の危険性が高い地域における町の不燃化を推進するため、火災による被害の軽減及び建物倒壊等による被害防止を図る事業を行う者に対し、町がこれに要する費用の一部を補助することに関し必要な事項を定め、もって魅力ある安全で快適な住宅地の形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽建築物 昭和56年5月31日以前の建築物又は別表第1に定める耐用年数を経過した建築物をいう。
- (2) 耐火建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第9号の2に規定する建築物をいう。
- (3) 準耐火建築物 法第2条第9号の3に規定する建築物をいう。
- (4) 耐火性能強化 耐火建築物、準耐火建築物又は建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第30号）第1条の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2で定める技術的基準に適合する建築物とすることをいう（新築工事に限る。）。
- (5) 建築物不燃化推進事業 老朽建築物を除却する工事又は共同住宅及び隣地を取得した上での戸建への建替え等による耐火性能強化を行う工事をいう。
- (6) 重点整備地区（不燃化推進地域） 毛呂山町住宅市街地整備計画に記載した地区をいう（別図参照）。
- (7) 町内事業者 町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店（主たる営業所を含む。）、支店若しくは営業所を有する法人をいう。

2 この要綱において使用するその他の用語は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号通知）及び毛呂山町補助金等交付規則（平成23年毛呂山町規則第1号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象地区)

第3条 建築物不燃化推進事業の対象地区は、重点整備地区（不燃化推進地域）とする。

(補助対象建築物)

第4条 建築物不燃化推進事業の対象となる建築物は、別表第2に掲げる要件を全て満たすものとする。

(補助対象者)

第5条 補助の対象者は、町税を滞納していない者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 老朽建築物除却の場合 老朽建築物の所有者又はその2親等以内の親族
- (2) 耐火性能強化の場合 建替え等による耐火性能強化を行う建築物の建築主又はその2親等以内の親族
- (3) 老朽建築物除却及び耐火性能強化を併せて行う場合 耐火性能強化を行う建築物の建築主又はその2親等以内の親族

(補助対象工事)

第6条 補助の対象となる工事は、次に掲げるものを全て満たすものとする。

- (1) 工事の請負を行う場合は、町内事業者と工事契約をしていること。ただし、重点整備地区（不燃化推進地域）において、耐火性能強化に関わる工事の請負を行う場合は、契約の相手方を町内事業者に限らないものとする。
- (2) 一の工事箇所、町で実施している他の補助制度を重複して受けていないこと。また、申請書1枚につき1つの工事箇所とし、同一申請者が連続で提出してはならない（他の申請中の案件がない場合を除く。）。
- (3) 公共事業の補償の対象となっていないこと。
- (4) 補助金交付決定通知を受ける前に工事着工をしていないこと。
- (5) この制度を利用して建物の除却をした場合は、除却した土地に新規に建築する建築物は、準耐火構造以上の耐火性能を有する建築物にすること。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象工事の金額のうち100分の50に相当する額で50万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助対象工事を着工する前に、毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて、町長が指定した申請期間内に担当課窓口へ提出しなければならない。この場合において、住宅の所有者の同意を得て親族が申請するときは、同意書（様式第2号）及び戸籍謄本又は続柄の記載のある住民票の写し（その写しを含む。）を添えて提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けた場合には、申請者に対し、受付番号を記入し、收受印を押印した毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付申請書の写しを交付するものとする。

(交付決定)

第9条 町長は、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、申請者に対し、前項の決定について、毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(工事完了報告)

第11条 交付決定者は、補助対象工事の完了日から1月以内に、毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金工事完了報告書（様式第4号）に別表第4に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。この場合において、見積書に変更があったときは、変更後の見積書の写しを添えて提出しなければならない。

2 町長が必要と認める場合は、補助対象工事の状況について、実地調査を行うことができる。

(補助金の確定)

第12条 町長は、前条の報告書等の内容を速やかに審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金額確定通知書（様式第5号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金請求書(様式第6号)により、町長に補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して、補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第15条 第8条の規定による申請を取り下げようとする者は、毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金工事計画取下げ書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金工事計画取下げ書が提出されたとき。
- (4) 補助対象工事が町長の定める期間内に完了しないとき。
- (5) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(助言)

第18条 町長は、交付決定者に対し、この要綱の目的を達成する上で必要な事項について助言することができる。

(状況報告)

第19条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、工事等の遂行に関する報告を求め、又は町職員に工事等に係る書類その他必要な物件の調査をさせることができる。

(調査に対する協力)

第20条 交付決定者並びに当該補助金の対象となる改修工事に係る設計者及び施工者は、この要綱による補助金の執行等に関し、町長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年11月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第154号)

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

建築物の耐用年数

構造	耐用年数
木造	22年
鉄骨造	34年
鉄筋コンクリート造	47年

別表第2 (第4条関係)

補助対象となる建築物

1 建築物の権利形態	次の全てを満たすこと。 (1) 個人所有のもの、自治会・町内会の所有のもの 又は企業者の所有のものであること。 (2) 共有者等の関係する権利者がいる場合は、関係する権利者の全員の同意が得られていること。
2 建替え時の要件	次の全てを満たすこと。

	<p>(1) 建替え予定の建築物が重ね建て住宅、連続住宅、共同住宅及び隣地を取得して建て替える戸建て住宅のいずれかに該当していること。</p> <p>(2) 150m<sup>2</sup>以上の敷地で各戸（隣地を取得して建て替える戸建ては当該住戸）が床面積35m<sup>2</sup>以上（共用部分は除く。）120m<sup>2</sup>以下かつ2以上の居住室（単身者用は18m<sup>2</sup>以上かつ1以上の居住室）があること。</p> <p>(3) 建替え予定建築物が準耐火構造以上の耐火性能を有すること。</p>
3 その他の要件	<p>次の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 毛呂山町立地適正化計画や地区計画等が策定されている地域の場合は、その内容を遵守すること。</p> <p>(2) 感震ブレイカーの設置に努めること。</p>

別表第3（第8条関係）

申請書の添付書類

	添付書類（注）	老朽建築物除却	耐火性能強化工事重点整備地区 （不燃化推進地域）
1	案内図	○	○
2	敷地等の権利関係を明らかにする書類	○	○
3	現況写真	○	○
4	見積書等（写し）	○	○
5	建設計画図		○
6	その他町長が必要と認める書類	○	○

（注）工事の種別ごとに「○」印の付いた書類を添付すること。

別表第4（第11条関係）

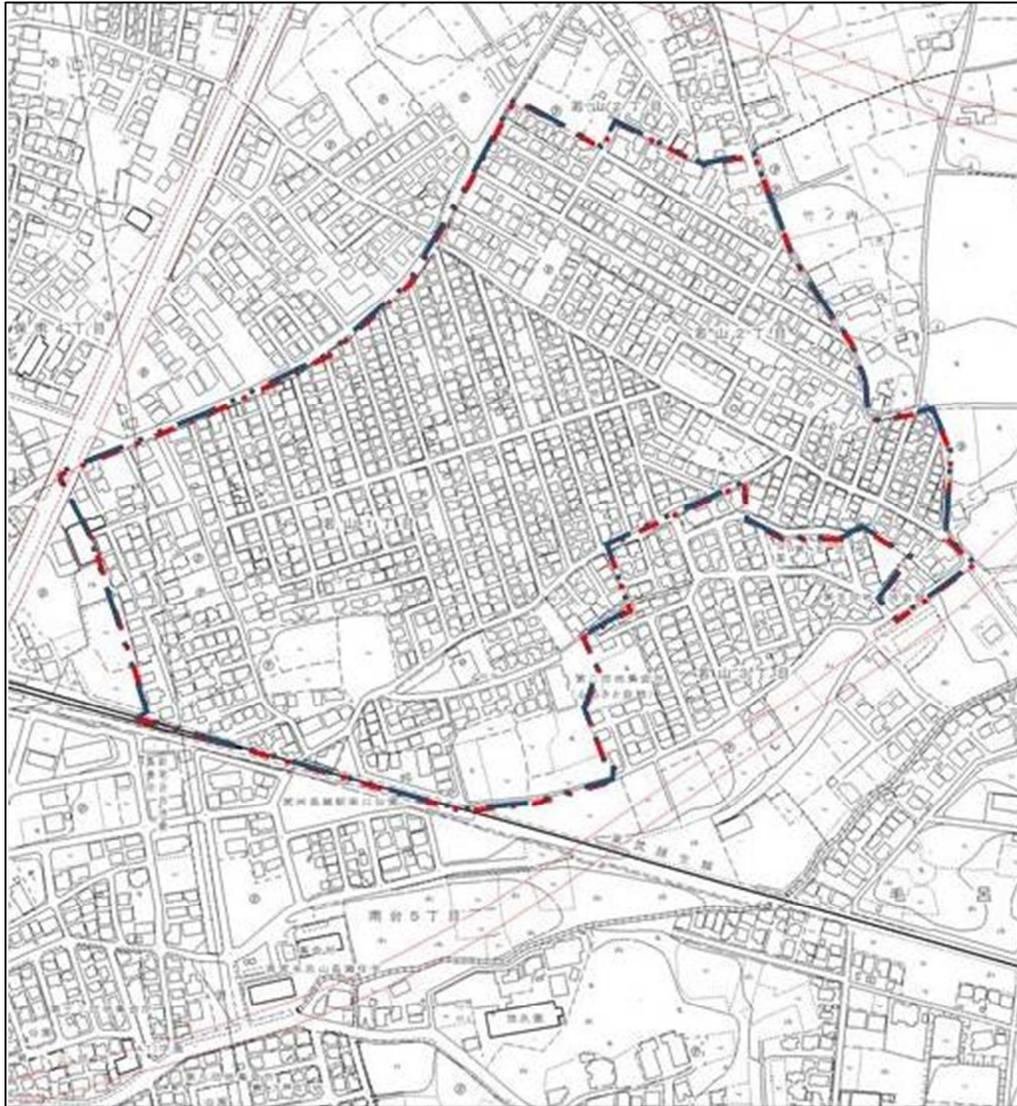
工事完了報告書の添付書類

	添付書類（注）	老朽建築物除却	耐火性能強化工事重点整備地区 （不燃化推進地域）
1	契約書等（写し）	○	○
2	領収書等（写し）	○	○
3	完成写真	○	○
4	その他町長が必要と認める書類	○	○

（注）工事の種別ごとに「○」印の付いた書類を添付すること。

別図（第2条関係）

整備区域



重点整備地区

様式第1号（第8条関係） （表）

毛呂山町長 あて

毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付申請書

毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき、申請に必要な書類を添え、次の①～⑤のとおり申請します。

	申請日	.....年.....月.....日		
① 申請者	住所	(〒 - )		
	フリガナ			
	氏名	※ 印は不要		
	電話番号	- - ※ 日中つながる番号を記入		
② 住宅の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 次のとおり（申請者の住所と住宅の所在地が異なる場合）			
	所在地	(〒 - ) 毛呂山町		
③ 住宅の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> 次のとおり（申請者と住宅の所有者が異なる場合）			
	フリガナ			
	氏名	※ 印は不要		
	住所	(〒 - ) <input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ。		
申請者との関係	<input type="checkbox"/> 2親等以内の親族（配偶者、親、子、祖父母、孫など） <input type="checkbox"/> 中古住宅の売主			
④	施工業者及び予定工事金額（税抜）	別紙見積書のとおり	見積書計 通（頁）	←町使用欄
	工事箇所の写真	別紙様式第9号のとおり	写真計 枚（頁）	(記入不要)

< 申請に必要な書類 >

1	交付申請書	◆この書類です。
2	案内図	◆申請地の位置を表示したものを提出してください。 ・住宅地図、インターネットの地図でも可
3	敷地等の権利関係を明らかにする書類	◆土地・家屋全部事項証明書等を提出してください。 ◆敷地等の権利関係を明らかにする書類を補完する書類があれば一緒に提出してください。
4	工事箇所の写真（様式第9号）	◆申請時に写真を添付できない工事箇所については、完了報告時、着工前の写真を提出した場合に限り補助対象となります。 ◆見積書の項目に対応させ、順に並べ、様式第9号に貼り付けて提出してください。 ◆複数の箇所を工事する場合は、それぞれの写真を提出してください。
5	見積書（コピー可）	◆次の事項が記載されているものを提出してください。 ・工事をする住宅の所在地・施工業者名、住所、電話番号、工事費の総額、税抜き価格、税額が提示してあるもの
6	建設計画図（建替えの場合）	◆建替え予定の建築物の床面積及び建築工法が記載されているもの
7	同意書（様式第2号）※	※2親等以内の親族が申請者になる場合
8	戸籍謄本又は統柄入り住民票の写し（コピー可）※	※2親等以内の親族が申請者になる場合

裏面も必ず確認し、⑤「確認同意欄」に署名してください。

(裏)  
< 注 意 事 項 >

**共 通 事 項**

- ・申請の時点で、工事を着工していないこと（契約は結んでいても構いません。）。
- ・工事の着工前と工事後の両方の写真を提出できること。
- ・クリーヤ塗装・防腐防蟻加工など跡が写真に写らない工事や、工事後隠れてしまう床・天井の断熱改修などは、着工前・工事後に加え、工事中の写真も提出すること。
- ・⑤「確認同意欄」に署名を行った全ての者が町税を滞納していないこと。
- ・施工業者は、毛呂山町内に本社を有する事業者であること（支社や支店が毛呂山町内にあれば対象内です。）。
- ・補助を受けようとする住宅は、過去にこの制度を利用して工事をしたことがないこと。
- ・交付申請時に町の指示があった場合は、町の指定する方法に基づき撮影された着工前であったことを証する写真を、完了報告に併せて提出すること。

**2親等以内の親族が申請者になる場合**

- ・補助を受けようとする住宅が、申請者の2親等以内の親族が所有する住宅であること。

- ・私（私たち）は、上記の「注意事項」を全て理解し、補助の要件を満たすことを確認しましたので、申請に必要な書類を提出します。
- ・補助の要件を満たさない場合は、町が申請を取り消すことに同意します。
- ・この交付申請及び受給資格確認に当たり、提出が必要な書類を減らすため、町が住民基本台帳及び納税状況について照合を行うことに同意します。
- ・下の委任欄に記入がある場合は、「委任事項欄」にチェックした事項の権限を、「受任者欄」に記入した代理人に委任します。ただし、個人に専属する納税、戸籍情報等に関する権限については除きます。

	委任事項	<input type="checkbox"/> 申請に関する事項	<input type="checkbox"/> 完了報告に関する事項
委 任 欄	受 任 者  (代理人)	住 所 (本社の所在地)	
		氏 名 (法人名)	
		担当者名	※ 法人の場合のみ記入
		担当者の電話番号	※ 法人の場合のみ記入 — —

⑤ 確認同意欄

	氏 名 ( 自 署 )	生 年 月 日
申請者		年 月 日
所有者	※ 2親等以内の親族が申請者になる場合のみ記入	年 月 日

様式第2号（第8条関係）

同 意 書

年 月 日

毛呂山町長 あて

申 請 者

住 所	
氏名（自署）	

建築物の所有者である私（私たち）は、全員の間において、毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき、住宅の改修を実施すること及び受給資格確認に当たり必要な添付書類を減らすため、町が住民基本台帳及び納税状況について照合を行うことに同意しました。また、申請者が補助金の交付申請を行うことについて承諾します。

申請者以外の建築物所有者（氏名は自署）

住 所	氏 名（自署）

（注意事項）

- ※ 補助金は、申請者の口座に振り込まれます。
- ※ 登記していない所有者がいる場合は、その方も署名してください。
- ※ 署名できない事情がある方がいる場合は、事前に相談してください。

様式第3号（第9条関係）

第 年 月 日 号

申請者 住 所  
氏 名 様  
受付番号

毛呂山町長 氏 名 印

毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付決定通知書

申請のありました毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金の交付について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容

- 次項のとおり補助金を交付します。  
 次の理由により、補助金を交付しません。

(理由： )

2 補助金交付決定額

円  
(内訳) 予定工事金額 ( ) × 50 ÷ 100 ÷ 円  
※ 上限50万円 1,000円未満切り捨て

3 補助金交付の条件

- (1) 補助対象工事を町長の定める期間内に完了し、 年 月 日 ( )  
(必着) までに毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金工事完了報告書(様式第3号)を提出すること。  
(2) 申請時に提出された着工前の現場写真に対応する工事完了後の現場写真を必ず撮影すること。  
(3) この補助金を受け取る権利を第三者に譲渡したり、担保に供したりしないこと。  
(4) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けていないこと。

様式第4号（第11条関係）

毛呂山町長 あて

申請者

住 所	
氏 名	
電話番号	
受付番号	

毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金工事完了報告書

毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき、必要な添付書類を添えて、完了した工事について報告します。

申請日 年 月 日

改修工事を行った住宅の所在地、施工業者の名称、本社住所	別紙契約書のとおり
予定工事金額	円（税抜）
補助金交付決定額	円
実際の工事金額	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり（変更後の金額は、別紙見積書のとおり）
実際の工事内容	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり（変更後の工事内容は、別紙見積書のとおり）

< 申請に必要な書類 >

1	完了報告書	◆この書類です。
2	契約書（コピー可）	◆印紙（印紙税法（昭和42年法律第23号）第2号文書に基づくもの）が貼付されたもの
3	領収書（コピー可）	◆印紙（印紙税法第17号文書に基づくもの）が貼付されたもの ◆消費税額を明記したもの
4	工事箇所の写真（様式第9号）	◆交付申請時に提出した写真の順に並べ、様式第9号に貼り付けて提出 ◆複数の箇所を工事する場合は、全ての工事箇所の写真を提出 ◆着工前と完了後の写真が提出できない工事箇所は、助成対象外 ◆クリアー塗装・防腐防蟻加工など跡が写真に写らない工事や、工事後隠れてしまう床・天井の断熱改修などは、着工前・工事後に加え、工事中の写真も提出

※ 5は、該当のある場合のみ提出してください。

5	変更後の見積書（コピー可）	◆ 工事金額又は工事内容に変更があった場合のみ提出
---	---------------	---------------------------

收受印

様式第5号（第12条関係）

第 年 月 日 号

申請者 住所  
氏名 様  
受付番号

毛呂山町長 氏 名 印

毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金額確定通知書

完了報告のありました、毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金の交付申請工事について、審査の結果、下記のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

助成金額

\_\_\_\_\_ 円

当初の補助金額のとおり

当初の補助金額に変更あり

工事金額が下回った・・・変更補助金額のとおり

<工事金額（ \_\_\_\_\_ 円）× 50 ÷ 100 ≒ \_\_\_\_\_ 円>

※上限50万円 1,000円未満切り捨て

様式第6号(第13条関係)

年 月 日

毛呂山町長 あて

住 所

申請者 氏 名

㊟

受付番号

毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金請求書

毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、年  
月 日付け 第 号で確定通知のあった助成金について、下記のとおり  
請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先 次の口座へお振込みください。

口座振込依頼書		
振込先金融機関	口座種別	口座番号
銀行 金庫 .....支店 農協	1普通 2当座 3貯蓄 4その他	※右詰めで御記入ください。
(フリガナ)		
口座名義		

※ 申請者本人名義の口座を御記入ください。

※町使用欄

收受印

様式第7号（第15条関係）

毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金工事計画取下げ書

年 月 日

毛呂山町長 あて

申請者 住 所

氏 名



以下の工事計画について、取り下げます。

- 1 工事の実施場所 毛呂山町
- 2 工事の種別  
 老朽建築物除却  
 耐火性能強化工事
- 3 取下げの理由

（注1）申請者が個人の場合は、氏名を自署した場合は押印を省略することができる。

（注2）選択肢がある場合は、該当する項目にチェックを入れること。

様式第8号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 様  
受付番号

毛呂山町長 氏 名 印

毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号にて、交付決定を行いました毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 取消理由

- 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたため
- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したため
- 毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金工事計画取下げ書が提出されたため
- 補助対象工事が町長の定める期間内に完了しなかったため
- その他（ ）

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日等 年 月 日 第 号  
交付決定額 円

(注) この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に毛呂山町長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、毛呂山町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において毛呂山町を代表する者は、毛呂山町長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- ・着工前写真と完了後写真は、同じ方向から撮影してください。
- ・着工前写真のNo. と完了後写真のNo. は同じ工事箇所が対応するようにしてください。
- ・複数の箇所を工事する場合は、それぞれの工事箇所を撮影してください。
- ・台紙が不足する場合は、コピーしてください。

No. \_\_\_\_\_

場所 \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

場所 \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

場所 \_\_\_\_\_

